

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄返還・請求権個別案件

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43693">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43693</a>

4 海没地(那霸軍港)補償問題

秘  
無期限

条約課長  
法規課長  
安全保障課長  
副海軍主任  
アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長

那霸軍港 減米地 地図  
資料 11.11.2

45.12.8  
米北一 (有)

12月8日 防衛施設庁 合同調査官より  
北米第一課長に計し 情報 11.11.13 資料

在平支城 11.11.2 別添の通り 参考  
中。

右の調査資料は 防衛合同調査団の  
沖縄に派遣された際の入手したもので 右

内容は以下の通り。

GA-5

外務省

2

(1) 1959年6月22日付 那霸港海軍使館本館  
地籍地主の登記簿等資料の提供

(2) 前記(1)に計し 1959年9月20日付 高野特  
官回答 (11.11.11.2)

(内題 減米地 11.11.11.1 1959年7月1日 函  
2 土地利権 11.11.11.2)

(3) 那霸軍港 減米地 (資料一覽表)

(4) 那霸軍港 在中心 11.11.11.2 地図

GA-6

外務省

一九五九年四月 日

那覇港湾地料未払地域

地主 平良勇太郎

外 名

フース高等弁務官 殿

那覇港湾地域の未払地料の早期支払についての陳情書

首題の件については既に土地諮問委員会の議題にもなり、目下検討中のことと存じますが、吾々はこれ迄この土地に対する復元補償を要求して居るのでなく、講和発効後の未払地料の早期支払を要請して居るのであります。然らば何故に地料を請求するのか。

(一) この土地の所有権は布告命令によつて確認され、那覇市役所の土地台帳や那覇登記所の不動産登記簿にも登記されている。

(二) この地域は現在那覇港の米軍専用磯橋の築船地として使用され他の軍用地と同様に地主の使用が禁じられている。

(三) DE当局は海底に没した滅失地には地料の支払いは出さないと言いつながら現在この那覇港湾地帯の一部の滅失地に対しては地料を支払つて居る。

亦金武村ではダム構築の為に水底に沈んだ土地に対して地料を支払い、更に嘉手納村の水釜でも土砂採取の為に潰れた約一七エーカーの土地に対して地料が支払れた事案がある。

(四) 米国民政府当局の土地所有権についての見解は曾つて発令された布令第一六四号に明示されて居り、民主国家に於いては如何なる権力を持つてしても何等の補償なしに私有財産は奪われないものと確信致します。それ故に那覇港湾水面地域は適正妥当な補償措置が得られ、名実共に滅失地として公海上から抹消される迄は当然地料が

支払れる可きである。

(五) 土地の所有権を離認し其の土地を現実に使用しながら地料の支払いを拒否することは明らかに所有権の侵害であり、米國民政府当局の威信を甚しく害うものである。

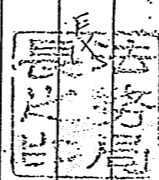
以上の理由によつて講和発効後の未払地料の早期支払方を訴へましたが、この問題解決のため、今後適相相当の時日を必與とするならば零細貧困なる関係地主の今後の生活は益々困迫し、窮乏のどん底に追い込まれ由々しき社会問題を惹起することも亦極めて必然であります。斯くの如く窮迫してある関係地主の悲惨な生活現状も調査御樹酌下さいまして戦争の犠牲者とも申す可き之等被失地主を救済する為めに人道上の問題として社会保障の見地から、未払地料の早期支払方を促進下され度関係地主の連署によつて陳情致します。

陳情人

法士第三九三号

一九五九年十月一日

法務局



那覇港湾減失地  
地主代表 平良勇太郎 殿

那覇港湾地域の未払地料早期支払について(回答)

一九五九年六月二十日付、貴陳情に対し、別紙のとおり認可  
された旨の回答がありましたので、通知します。

Vertical lined area for text or signature.

縦8 x 10.5 (237)

米田長政府

高等事務官呈

AP0 331

1959年9月2日

HCR-LD 601.53

首題: 那覇港地域の土地料早期支払について

あて: 行政主席

1. 1959年7月24日付貴簡 琉法工才393号に対し次  
のとおりに回答する。

2. 平良長からの陳願にかかる1950年7月1日に遡及す  
る土地料の支払は高等事務官によって認可され発表  
された。土地料の支払計画については1959年9月  
1日に平良長と十分に話し合った。支払い資金は  
できただけ早く貴政府に寄託する。

1名

高等事務官に代り

行政官

歩矢大佐

コーブーン サリット



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS  
Office of the High Commissioner  
APO 331

Sep 2 1959

HCRI-LD 601.53

SUBJECT: Request for Early Payment of Land, Naha Port Area

TO: Chief Executive  
Government of the Ryukyu Islands

1. Reference your letter GRI-LA(L)-393, subject as above, dated 24 July 1959.

2. The payment of rental, retroactive to 1 July 1950, for the land referred to in the petition from Mr Taira has been approved and announced by the High Commissioner. The plans for payment of such rental were fully discussed with Mr Taira on 1 September 1959. Funds to accomplish such payment will be deposited with your government as expeditiously as possible.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

s/ EUGENE A. SALET  
Colonel, Inf  
Executive Officer



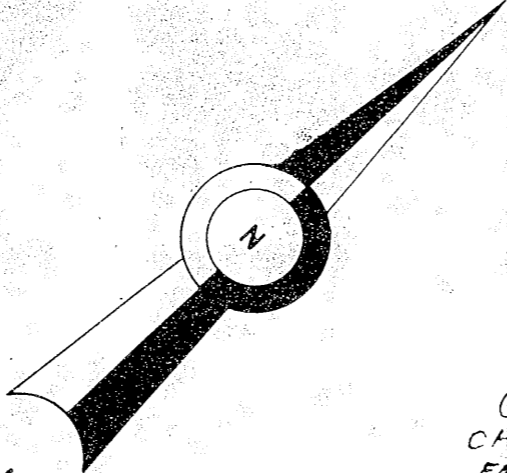
那覇軍港減米地借料

花取取得証

(借料総額)

1950.7.1. ~ 1958.6.30 (8年) (当期借料)  
 1958.7.1. ~ 1972.6.30 (14年) 413,034 円

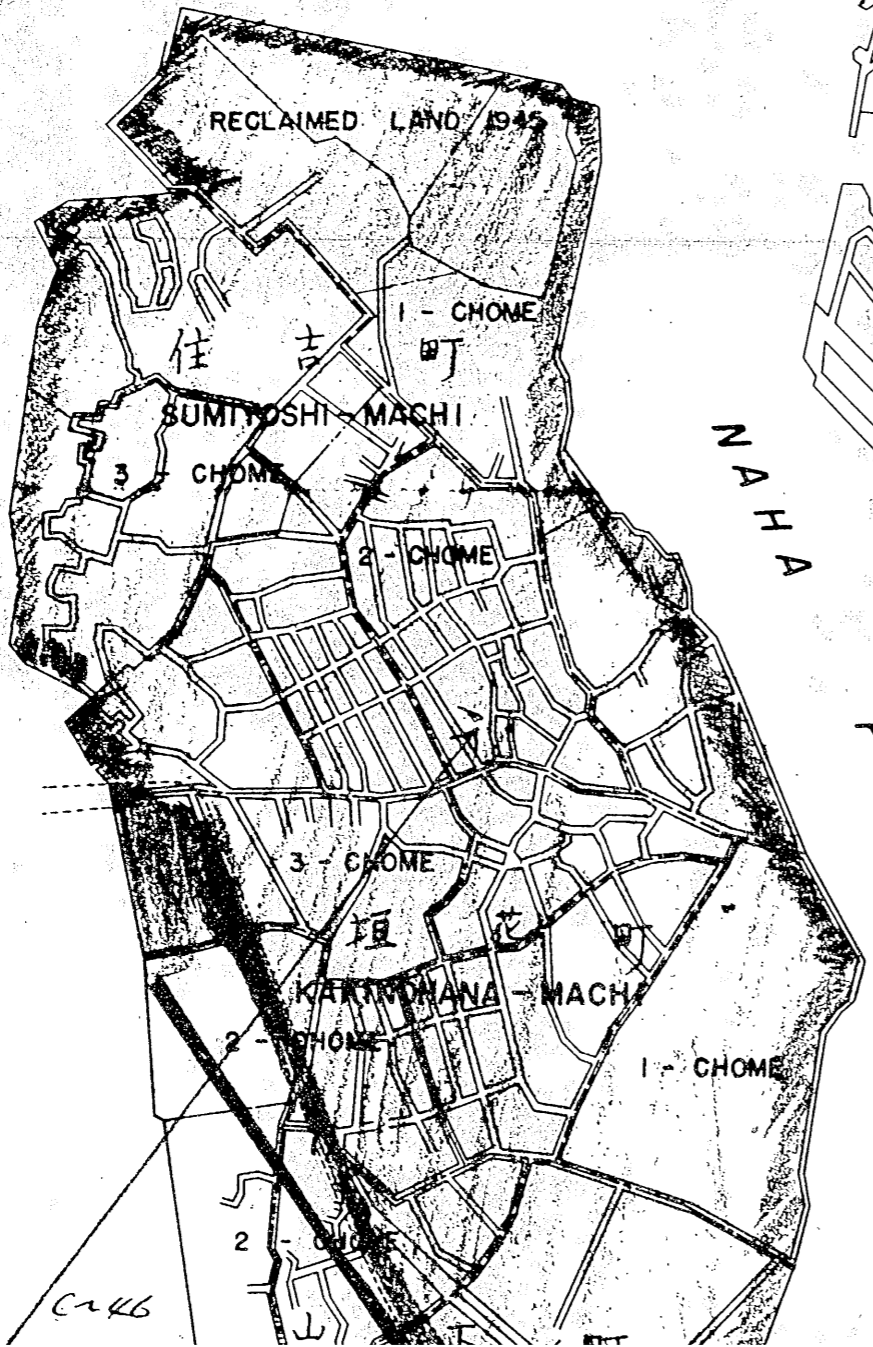
町別	筆数	坪数	58.7.1. ~ 63.6.30	63.7.1. ~ 68.6.30	68.7.1. ~ 72.6.30	備考
住宅 1	82	5,749.86				
畑地 1	12	2,328.66				
" 3	2	278.30				
通学 3	1	315.90				
小計	97	8,672.72	# (6.50) (52,036.30) 2,160.00 18,723,075 93,665,375	# (7.00) (61,402.80) 4,500.00 22,105,026 110,525,130	# (10.50) (87,160.00) 4,500.00 31,377,898 125,511,590	
通学 3 (詳細分地)	1	2,192.00	# (13.50) 4,734,720 23,673,600	# (15.519) 5,586,969 27,934,845	# (22.029) 7,930,656 31,722,624	
計	98	10,864.72	# (65.188) 23,467,795 118,339,975	# (21) (76,922) 22,691,995 138,459,975	# (23) (109,190) 39,308,554 157,534,516	適用率(%) 旧那覇市 小計 1 413,033,166



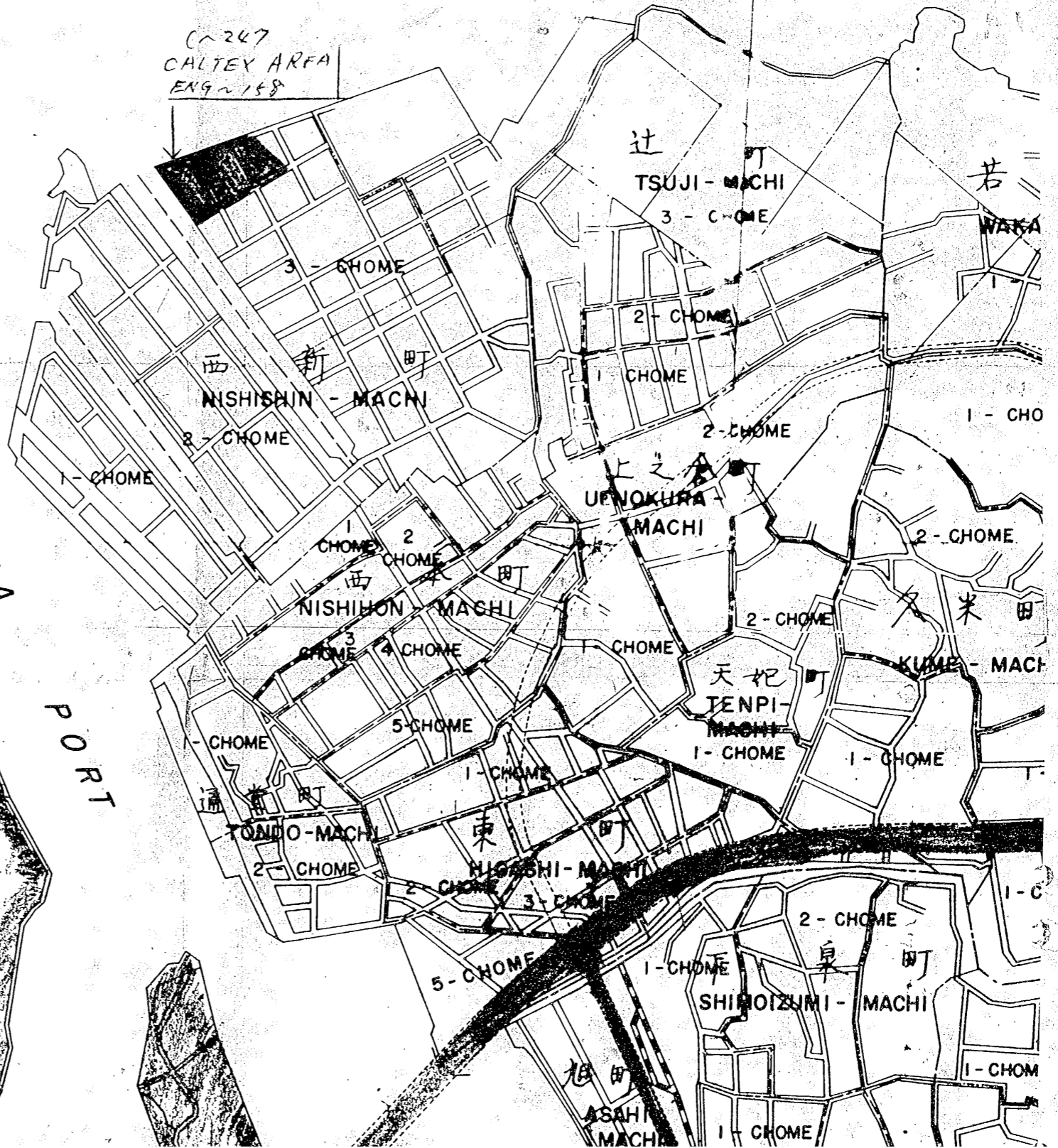
1 / 4,800

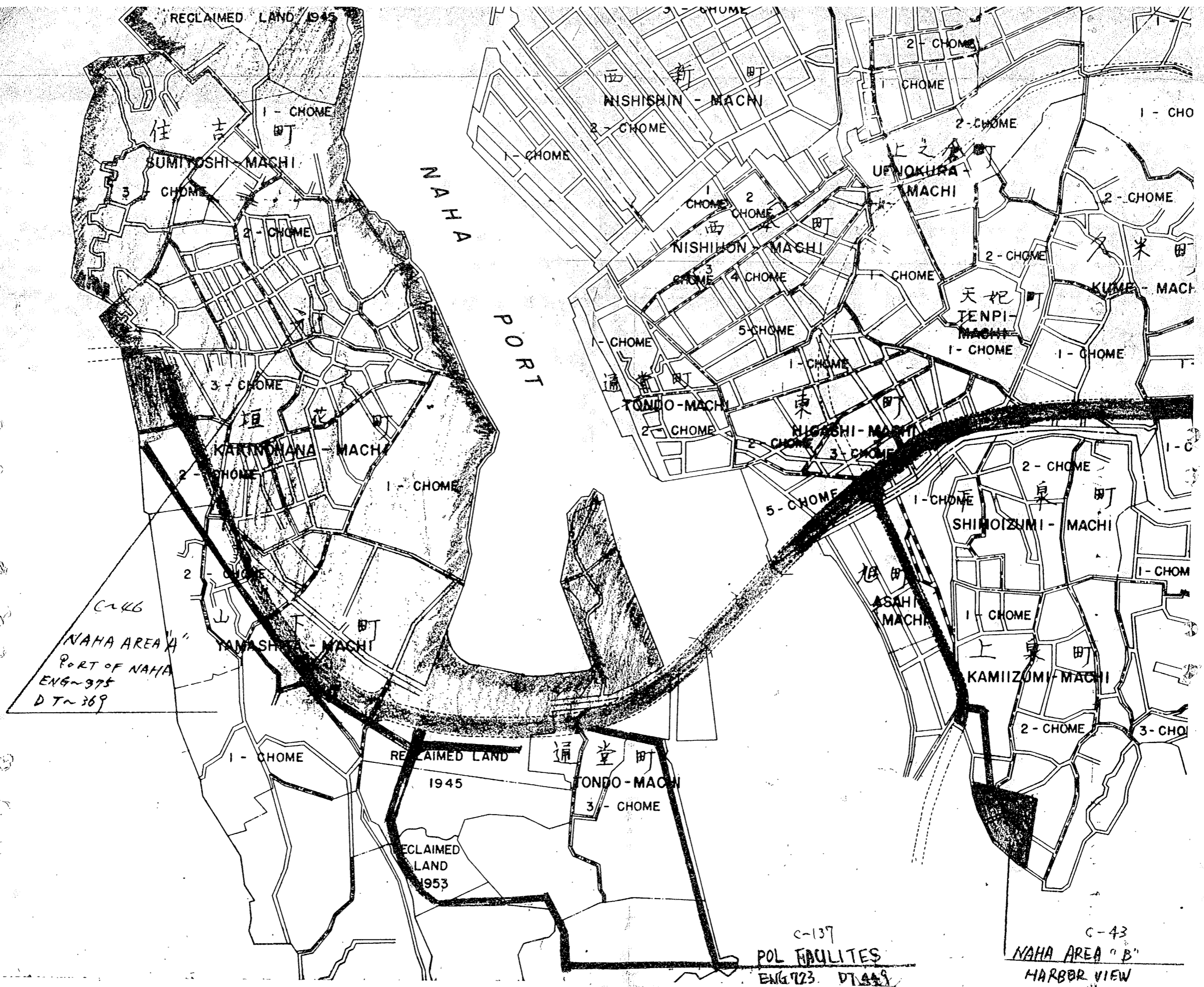
EAST CHINA SEA

C-247  
CALTEX AREA  
ENG-158



NAHA  
PORT





Ⅱ. 埋立地、海没地(消失地)の面積

(1) 埋立地 (二項 社)

約 156 エーカー (約 19 万坪)

(注) 昭和46年6月15日 在米大使館に確認の結果に於て。 同年2月

10日 同大使館にシツ法務官が中島  
条約課長に内話したに於て、当該

埋立地の時価は約 1,600 万ドルと  
見積られる由。

(2) 海没地 (消失地)

Ⅰ) 那覇港湾地域、海没地

約 1 万坪 余 (内訳次の通り)

Ⅱ) 那覇港湾以外の場所の存在するといわれし消失地

(二項 未確認の社)

昭和46年6月2日付 沖縄、北方対策特別  
整部総務事務官 谷本一課長より寄附

連絡に於て、戦後軍用地として使用さ  
れし土地は、米軍使用期間中に海

没した(原因は米軍の人為的行為に於ての  
不審不明)とみられる土地が、次の如

く市町村に存在するといわれる由  
である。

美里村字泡瀬の一部

北谷村字兼江及び字伊平の一部

嘉手納村字兼久及び野田の一部

国頭村字奥内の一部

所在地	筆数	坪数
那覇市住吉町1丁目	82	5,749.86
" 垣花町1丁目	12	2,328.66
" " 3丁目	2	278.30
" 通堂町1丁目	1	315.90
非細分土地(注1)	1	2,192.00
合計	98	10,864.72(注2)
非細分土地を除く 私有地合計	97	8,672.72
(注1) 地主の申告に基づく全体の面積と、 実際の測量による面積との差があり、 従って帳簿上不明な数字が出るが、 其の割合として所在するといえる。		
(注2) 前記98筆、1万余坪は10坪の 1倍近い。		
(注3) 本件は昭和45年10月7日北支第一課業務 官が琉球政府土地課に調査した。		


外務省  
記録係

北米米一課長 策約課長 安全保衛課長  
○有田事務官

本土における米軍による埋立  
の事例の有無について

( 46. 2. 12 )  
米保

地位協定合意競争条約第1条は、米側

が執りうる措置として「施設及び区域を構築  
(埋立及び埋立を含む。)」しうを規

定してゐることは、本土において米側の施設  
区域内において埋立又は埋立を行つた事例

GA-5

246 外務省

有地  
米軍  
埋立  
事例

の有無について 参考事212 施設等に関する照会

と、これらとあつて利用分決のとおり。

1. 米軍が施設区域たる港湾(特に接岸  
区域)を浚渫した例はあるか、かつ地面  
にわたつた竹を掘込して水面とした例がある  
かは知らない。

2. 日本側が米軍施設区域内に埋立を行  
つた例はあるか(横須賀泊港)、米  
軍が行つた例はどうかについては  
ない、類似のケースとして、横浜の旧「JLC

GA-6

外務省

滑走路 1200メートル、テロと修理部」(昭35、  
 6.30 日本側にて返還)は、就前から横浜市  
 加 工 場 2 場 と し て 徐 々 に 埋 立 せ、 1 年 半  
 造成完了したと、3 年 終 戦 を 迎 へ 作 業 を  
 中断、以 降 後 米 軍 は 護 岸 用 鉄 材 を 利 用  
 して打込み 簡易滑走路 と し て 使用 して いた  
 が、い ち じ ゅ 埋 立 せ ば <sup>工事</sup> 行 々 危 険 かつ た と 記 憶  
 して いる。

(3)

極秘  
無期限  
3部の内  
3号

別途回覧  
米口米  
米口米

松野

在沖米軍埋言地の法外  
地位のついて

46.3.1  
米中

1. 法務省民部局の調査より、  
~~米口米~~、米口米の民部局内部  
で交渉した結果その一応の感觸として  
日米交渉は連絡を切らねばならぬ  
次々となり。

(1) 米口米においては公有水面の埋言権  
及び管理権は政府にあり(公有水面埋言  
法より拘束)、二期は米口米の権利は

令に米口米に根拠を有するものと解すべき  
こと。  
である。令に米口米を有しない米口米

沖米において埋言を行なうからと  
いつて、直ちに米口米の所有権を取得  
するとはならない。その帰結として、

当該埋言地は憲法の財産として民法上  
の権利に帰するものとす。

(2) 米口米下においては、米口米は米口米埋言  
地を國有財産管理権に基づき管理に  
するものと解すべきである。

(3) 日米交渉は、米口米の米口米期間内中



此埋立地と処分したとすれば、その処分  
の結果は承認せざるを要しないが、復帰の  
時米口が管理に在る埋立地は、  
他の口有財産同様、口有財産管理権  
がつけ、自組に日本に帰属する  
とす。但し、その場合埋立費用の  
償還の問題は別途米組から提議を  
受けるべしとす。  
(二) 何れにせよ、米組とすれば、復帰  
の際、残余埋立地が日本の帰属する  
こと。通商協定中又は他の条約に  
GA-6 外務省

確認し、後日争ひを生じないよう  
にしたい。  
三、右につき、詳しく討議するに  
米口が、とりあえず、(1) 当然に  
米組以下米組の処分権については、  
「米組米組の協定に  
米組米組の協定に復帰を目前に  
にたい、処分権は最大の利益がある  
ものとす。その旨米組に申し  
(二) 米組が米口を埋立を行  
たは、日本の口有財産に  
実際と法理とを兼り  
GA-6 外務省


思ふ所 (二水に對し、同業者は、無制限埋  
主として同一種物は、確かに穀向に思ふ所  
を附言) 二水に對し、當牙に對し、今  
米價の肉之、米稅取和下の所有權  
の帰属を特論に論議に於て、二水の口會  
米價の肉保の現狀のステータスの證明  
を行ふに必要ならざると思ふ所なり、故に又  
適當な機会に、答弁権に對して打合せの要あり  
あり。和見の<sup>如き</sup>前(或の如き)制限を受け  
た権原を所有權と見做すかは、その利益  
あり。(口會と利害關係をもたせざる思ふ所)

二水に對し、(一)米價の肉保  
は、復讐時以降も米價の所有權を保持  
するとは、いふことが、二水の口會に對して  
無償に米價を二水に支給(或は、當牙  
に對して復讐時以前の日本の米價と之を  
比較するに、その肉保意識をもつて、  
(或は、二水の口會の平均と之を比較する)  
する(或は、二水の口會)

有地  
+  
2  
100  
lalu  
子  
不  
正  
理  
を  
ま  
た  
す  
た  
り  
の  
④

昭和46年6月2日  
事務連絡

外務省アメリカ局北米第一課長 殿

沖縄: 北方対策庁調整部総括参事官 

沖縄における滅失地について

沖縄における滅失地の状況について、沖縄  
北方対策庁沖縄事務局から下記の情報入手  
したので、参考までに連絡する。

記

1. 那覇港以外の場所に存在する滅失地に  
ついては、戦前の個人有地であった土地

総 理 府

B-5 35コピー (100枚以内)

で滅失したとみられる地域が、次に  
掲げる市町村に存在することである。

(1) 美里村字添瀬の一部  
(たかせ)

(2) 北谷村字桑江及び字伊平の一部

(3) 嘉手納村字兼久及び野田の一部  
(たかく)

(4) 国頭村字奥向の一部

2. 上記の地域は、いずれも現に軍用地で  
あり、台帳地積に基づいて賃料が支払  
れている模様であるが、滅失部分の特定  
はできていない。

これらの滅失地が米軍への人為的行為に  
よって失われたものかどうかは不明であるが

総 理 府

B-5 35コピー (100枚以内)

地元においては、かりに米軍が直接手

を加えていないとしても、軍用地内である

ことから所有者又は琉球政府が滅失

を防止すべき手段を講じ得なかった反面、

貸借人たる米軍が滅失を防止する手段

をとらなかったという点で米軍の責任で

あるとの考えが強い。

3 上記以外にも嘉手納村字水釜の一

部が滅失地となっていたが、1960年に

解放されており、これに対し、沖縄3講和

前補償の一環として約6,500坪、5392.32

ドルの滅失地補償が支払われた。

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS  
Office of The Deputy Governor  
APO 719

ORDINANCE  
NUMBER 106

30 March 1953

RECLAIMED LAND

Amended By:  
Ch 1, 20 Feb 63

1. All land reclaimed by the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands and all other reclaimed lands acquired by it may be disposed of by sale or grant as authorized by the High Commissioner. (As amended by Ch 1/63)

2. No grantee of reclaimed lands from the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands may transfer or dispose of said lands without the prior approval of the High Commissioner, unless the grantee has purchased the lands. (As amended by Ch 1/63)

3. Transfer or disposal to third parties without the approval required by paragraph 2 shall be null and void and the title to said lands shall be forfeited to the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands. (As amended by Ch 1/63)

SECTION II

(Rescinded by Ch 1/63)

SECTION III

EFFECTIVE DATE

The effective date of this Ordinance shall be 30 March 1953.

BY DIRECTOR OF THE DEPUTY GOVERNOR:

s/t/ JAMES M. LEWIS  
Brigadier General, U.S. Army  
Civil Administrator

6-47

POWERS-RR

4 February 1971

MEMORANDUM FOR CHIEF, LAND DIVISION, USCAR  
SUBJECT: Drawings Showing Location of Reclaimed Lands

1. For your request, inclosed are two copies each of drawings showing in yellow the approximate locations of land reclaimed by the U.S. Government within U. S. Foreign installations listed below:

Drawing No.	Installation	Estimated Acreage
15-09-26 sheets 1 & 2	Mach. Service Area (A)	82.00
Unnumbered RE Dwg	Motobu Quarry (A)	13.01
13-02-5201	Port of Naha (A)	49.69
"	Is. Road Sys. (Route 3) (A)	1.98
Unnumbered RE Dwg	Camp Courtney (USMC)	6.56
R-60-5 (Outwall)	CALTEX Bulk Oil Terminal (USCAR)	3.27
	TOTAL:	156.51

2. The reason for the acreages reported herein exceeding the 49.18 acres previously reported as land reclaimed by the United States is primarily that being agencies have conducted land reclamation operations without reporting such to this District.

9 Incl  
10  
11 w/a Incl  
12  
13

R. I. LONG  
Chief, Real Estate Division